

非常災害等の緊急時における「児童の引渡し」について（緊急度5）

【はじめに】 非常災害等の緊急時に児童を保護者に確実に引渡しすることを目的とする。

◎保護者に引渡すまでは、学校が責任をもって児童を預かる。

【対応】 ※全体の流れが把握できるように、学校側の視点で概ねを記しています。

非常災害発生（地震、火事、不審者侵入など）

- ・避難（グラウンド、体育館、教室）、安全確認（クラスごとに集合、点呼）
- ・引取り決定後、ミマモルメ（未登録家庭には電話連絡）で保護者に連絡（出入りは正門のみ）
- ・担当の教員は「児童引渡しカード」とクラス名簿（担任チェック用）を用意して各担任に渡す。
- ・担外の教員は「緊急時引取人カード」（600枚）、筆記用具、箱、長机（2）を正門付近に準備する。その後、受付担当の対応をする。

引受人来校

- ・受付担当は、正門付近の受付で「緊急時引取人カード」を引取人に渡し、その場で、「（引取る）児童のクラス・名前」「引取人の名前・児童との関係・連絡先」を記入してもらう。（ピンク色の児童引渡しカードの控えを持参の場合は代用可）
- ・引取人がクラスで子どもを引取る。
→担任は「緊急時引取人カード」の「担任確認欄」にチェックする。
- ・引取人が子どもを連れて正門に行く。
- ・担当の教員は、正門で「緊急時引取人カード」を受け取る。その際、カードの内容と実際が一致していることを確認する。
→「緊急時引取人カード」は箱に入れる。

【その他】

- ・原則、「児童引渡しカード」に記載の引取人にだけ引き渡す。
- ・ミマモルメ配信から1時間半を目途に、学校にいる児童は保護者連絡を入れ、見通しを聞く。また、状況に応じて場所を移動する。

◎状況によっては（震度4の地震で授業が再開できない場合、暴風警報が発令した場合など）「集団下校」となる。その場合は、地区児童会での集合となる。地区長に応援要請するとともに教員も引率。→解散後、15分は待つておく。帰宅できなかった児童は学校に連れて戻る。→保護者連絡